

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成27年8月1日から実施する。

平成27年7月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、 <u>脳神経外科</u> 、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、 <u>歯科口腔外科</u> 、麻酔科	新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、 <u>脳神経外科</u> 、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、 <u>麻酔科</u>
(略)		(略)	